

白井市  
放課後子ども総合プラン  
行動計画

令和5年〇月  
白井市教育委員会

# 1 白井市放課後子ども総合プラン行動計画の策定にあたり

## (1) 白井市放課後子ども総合プラン行動計画策定の趣旨

平成 26 年 7 月、文部科学省と厚生労働省は、共同で「放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることになりました。

その後、平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」を新たに策定し、更なる放課後児童クラブの整備の拡充や、全ての小学校区で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万箇所以上で実施するなどの目標を掲げています。

※国が目指す運営方法で、一体型と連携型がある。

### ・一体型

放課後子ども教室と放課後児童クラブの児童が、同一の小学校内の活動場所（隣接を含む）において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの

### ・連携型

放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校以外の場所において、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加するもの

本市では「しろい子どもプラン（第 2 期白井市子ども・子育て支援事業）」を策定していますが、各種施策を総合的かつ一体的に推進するとともに関係機関等との連携・協力を促進し、「新・放課後子ども総合プラン」にも対応できるよう、別途「白井市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定するものです。

## (2) 放課後子ども総合プランの目標

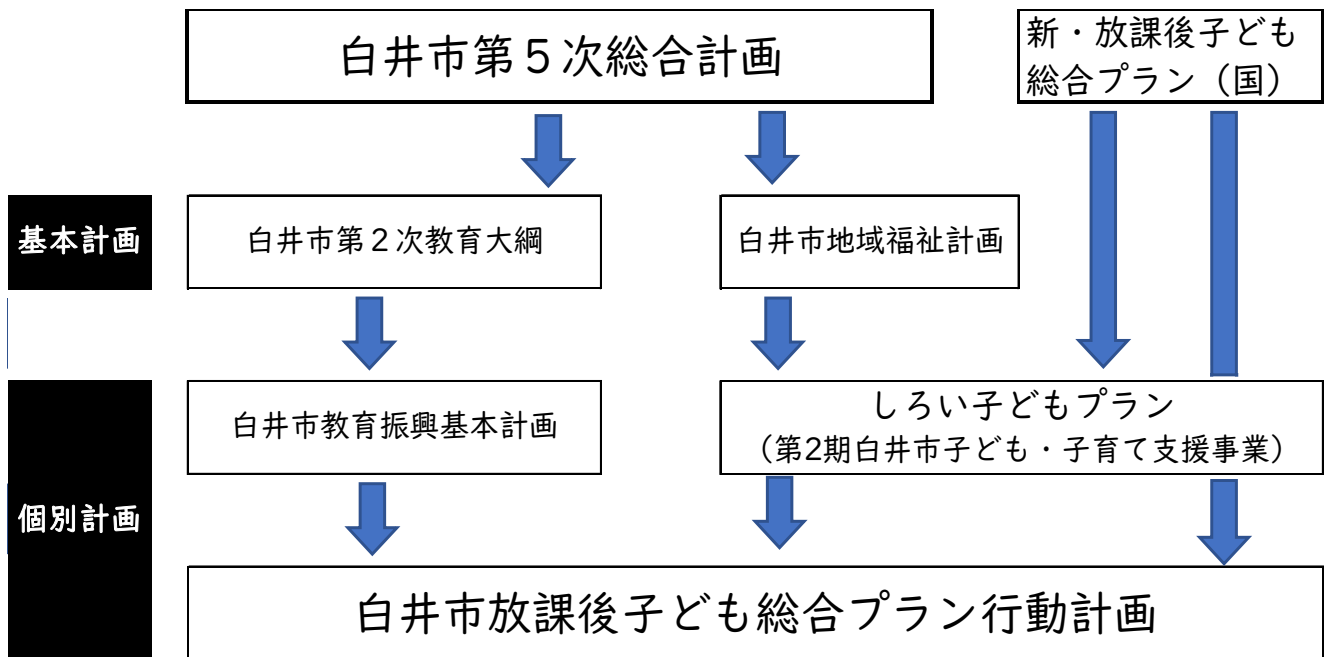
市内の児童が放課後安全・安心に過ごす居場所づくりを目的に、白井市放課後子どもプラン推進委員会での意見も踏まえ、地域の実情に合った形での「放課後子ども教室」をすべての小学校に設置し、放課後児童クラブとの一体型の運営を目指します。

## (3) 行動計画の目的並びに位置づけ

共働き家庭等の「小 1 の壁※」を未然に防ぐとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」といいます。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」といいます。）について、相互に連携して実施できるよう計画的な整備を進めます。

行動計画は、本市の子ども子育て支援に関する施策レベルの個別計画である「しろい子どもプラン」を上位計画とし、分野事業計画として位置付けます。

【白井市放課後子ども総合プラン行動計画の位置づけ】



※「小1の壁」とは

一般的に、子どもが小学校に通い始めた時に、保育園に預けていた時にはできていた仕事と子育ての両立が難しくなることを指す言葉として使用されています。

なお、本市では放課後児童クラブを全ての小学校で設置が完了しているため、保育園と同等の保育時間を確保しており、令和5年4月1日時点では放課後児童クラブに入所することができない待機児童は発生していません。

(4) 行動計画の期間

本行動計画の期間は、令和5年度から令和11年度末までの7年間とします。なお、必要に応じて計画を見直します。

## 2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状

(1) 放課後児童クラブの現状と課題

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、下校後や長期休業期間等子どもの面倒を十分見ることができない家庭を対象に、小学校等の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を確保し健全な育成を図ることを目的とした事業です。

本市では、全ての小学校において放課後児童クラブを設置しており、現在小学校9箇所、12クラブを実施しています。

運営については、専用の施設を確保した上で、民間事業者に委託しています。

また、民間が運営する放課後児童クラブもあります。

課題として、保育をするにあたり配慮が必要な児童への対応の仕方や家庭での様子や発達状況を事前に把握する必要があります。

<放課後児童クラブ入所児童数>

(単位：人)

放課後児童クラブ名	定員	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
白井第一学童保育所	55	9	10	7	8	13	4	51
白井第二学童保育所	33	1	9	4	2	4	7	27
白井第三学童保育所	100	36	23	17	11	9	2	98
白井第三第2学童保育所								
大山口学童保育所	160	22	28	28	23	16	1	118
大山口第2学童保育所								
清水口学童保育所	63	28	33	18	14	4	1	98
南山学童保育所	83	14	19	13	7	9	1	63
南山第2学童保育所								
七次台学童保育所	120	30	18	33	17	6	3	107
池の上学童保育所	70	23	22	21	2	3	0	71
桜台学童保育所	77	22	12	11	5	3	2	55

(令和5年4月1日現在)

(2) 放課後子ども教室の現状と課題

放課後子ども教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境を整え、様々な活動体験や地域交流を行い、子どもたちの社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。

本市では、参加できる学年や定員数を設けて実施しており、小学校の特別教室や体育館等を活用し、地域の方々の協力を得ながら、様々な体験ができるプログラムや学習支援を行い、児童に体験や学習の機会を提供しています。

課題として、実施校については、事業を安定的に継続していくための運営に係るスタッフの確保や対象学年や参加者数の拡充の方法、未実施校においては、安定して活動することができる実施場所の確保があります。

<令和4年度放課後子ども教室の実施状況>

(単位：人)

放課後子ども教室名	実施曜日	対象	定員数	申込者数	主な実施内容	実施形態
白井第二小学校 放課後子ども教室 「なかよし教室」	毎週木曜日	全学年	20	14	工作 スポーツ活動 読み聞かせ 他	直営 (一体型)
大山口小学校 放課後子ども教室	第2、第4 木曜日	1年生	20	14	自由遊び 他	直営 (一体型)
池の上小学校 放課後子ども教室	毎週木曜日	1年生	30	30	スポーツ活動 他	委託 (一体型)

### 3 児童の放課後の過ごし方に関するアンケート結果

本市では、本計画の基礎資料とするために、市内小学校に通う児童とその保護者を対象にアンケート調査を行いました。

※詳細については、「児童の放課後の過ごし方に関するアンケート調査結果」を参照  
【概要】

実施期間：2022年1月～2月

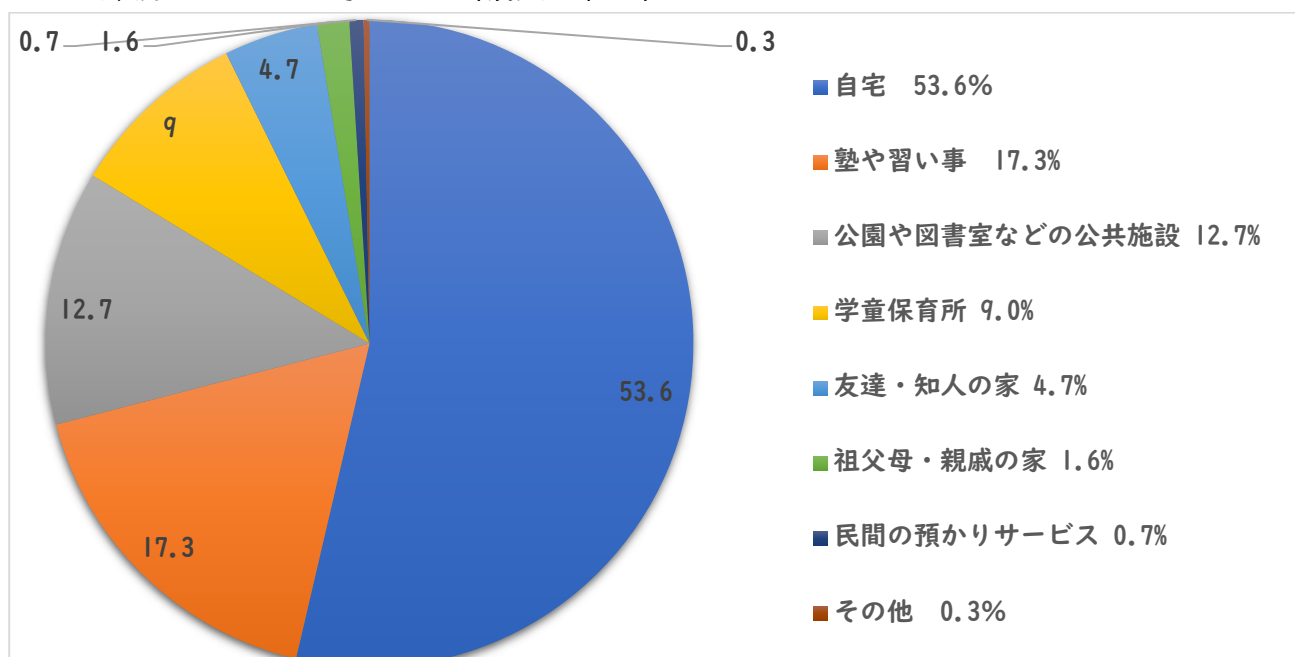
対象者：市内小学校に通う児童及びその保護者（児童数：3,760人）

回答件数：2,826件（回収率：75.2%）

【主な結果内容】

<保護者回答>

Q：放課後主にどこで過ごすか（複数回答可）

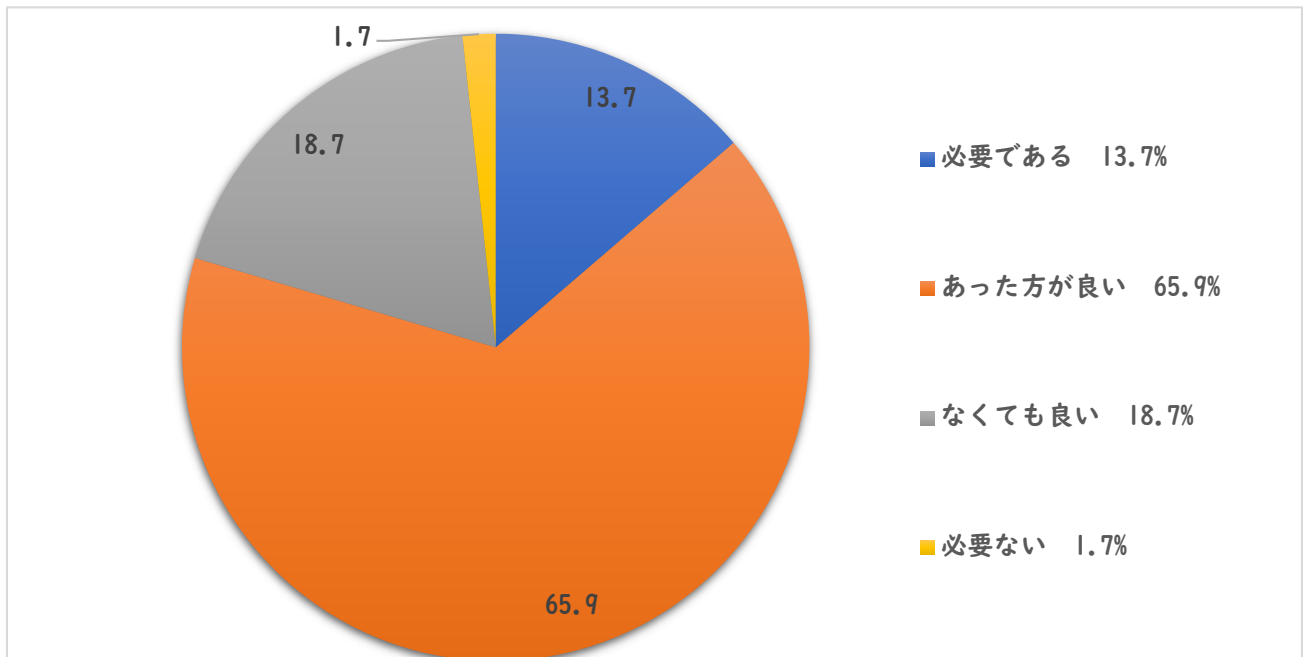


自宅が53.6%で、児童は学校終了後自宅で過ごすことが多く、高学年になるほど自宅で過ごす児童が多くなります。高学年になればある程度ひとりでも留守番できる状態になるからではないかと思われます。但し、自宅にいる際、児童一人でいるのか家族等と一緒にいるかまでは、アンケート結果からは不明です。

塾や習い事（17.3%）が次に多い結果になりましたが、高学年になるとその割合も増えてきます。

その他、公園や図書室などの公共施設で過ごす（12.7%）児童も一定数います。

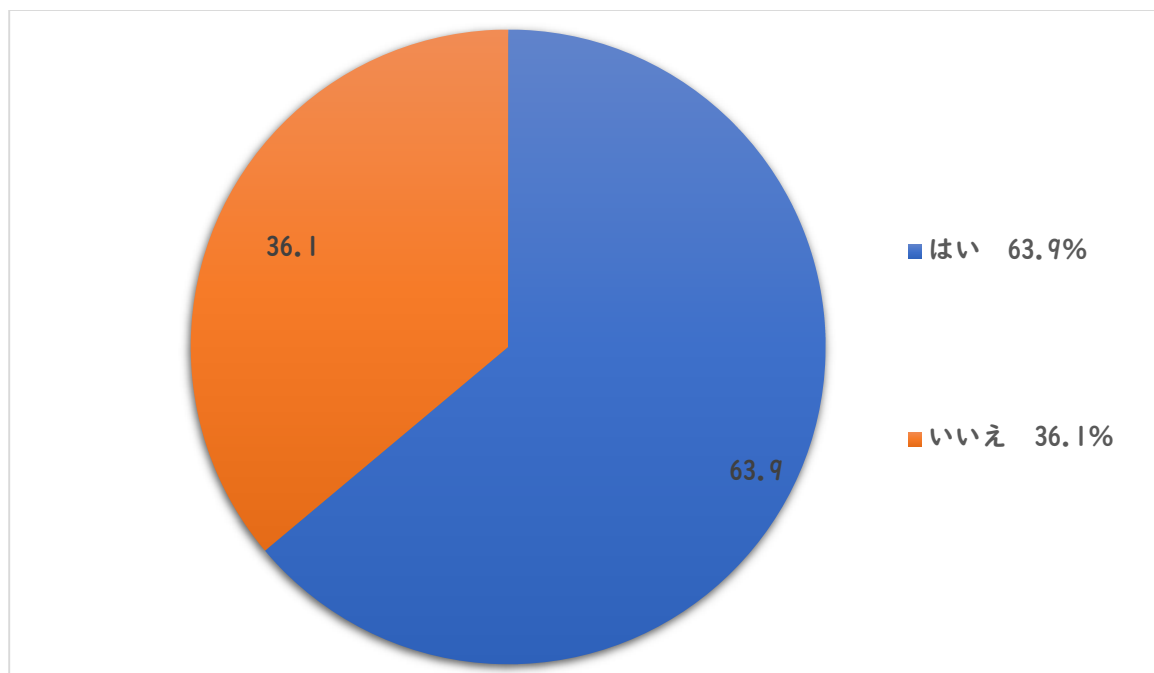
Q：通っている小学校に放課後子ども教室が必要か



「あった方がよい」が65.9%となりました。次に「なくてもよい」が18.7%、「必要である」が13.7%ととなり、「必要ない」は1.7%となります。

あった方がよいと思う保護者は、学年関係なく必要性を感じている状況です。

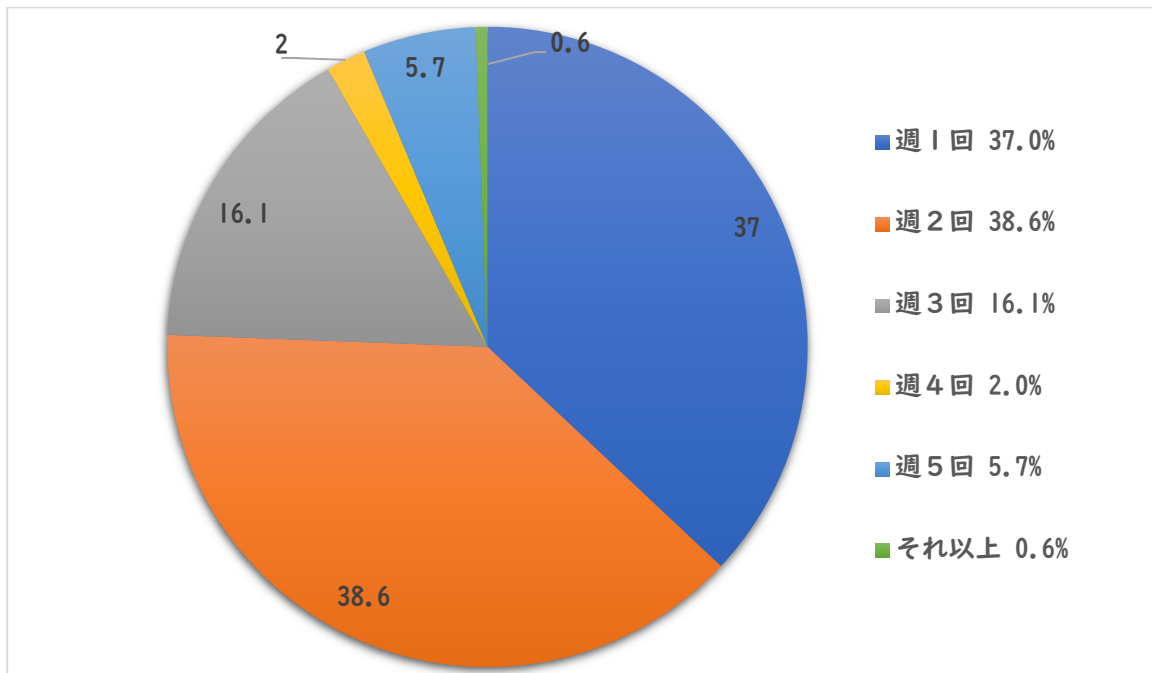
Q：放課後子ども教室を利用してみたいか



「はい」が63.9%、「いいえ」が36.1%ととなり、学年別で見ると、1～3年生までは、利用したい割合が多く、高学年につれてその割合が減少します。

高学年になるにつれて、習い事や学校でのクラブ活動など放課後の過ごし方の選択肢が増えるため、低学年の保護者の利用希望が多いものと思われます。

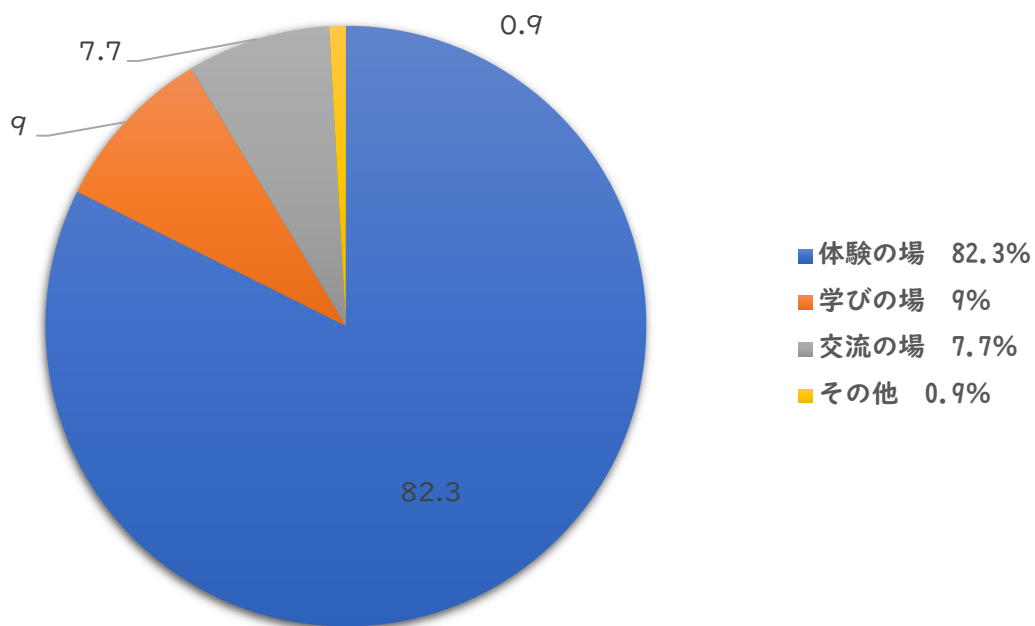
Q：週に何回利用を希望するか



「利用してみたいか」の問いに対して「はい」と回答した人に聞いたところ、「週2回」が38.6%、「週1回」が37.0%ととなり、週1～2回での利用のニーズが多い状況です。

高学年だけでなく低学年も一定数、習い事等をしている児童がいることもあり、毎日というよりは、週に1～2回習い事とは違う体験の場として、子ども教室の利用を考えているのではないかと思われます。

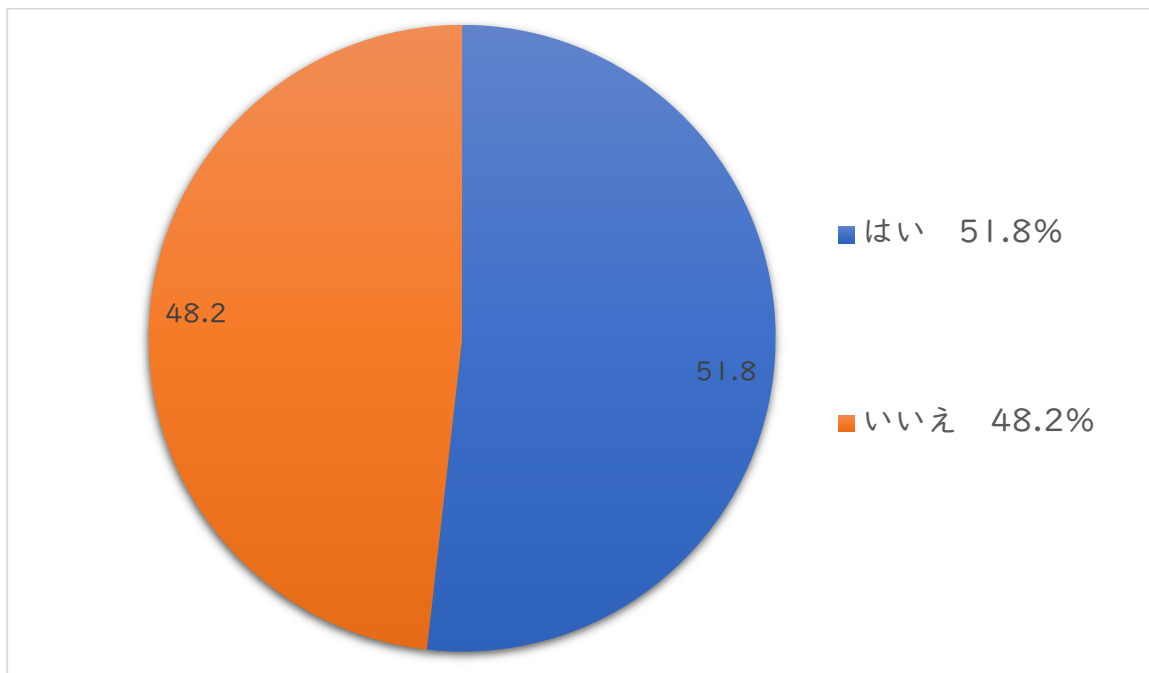
Q：放課後子ども教室で実施して欲しいプログラムは



「体験の場」が82.3%と多く、スポーツ活動、文化活動、芸術活動等のニーズが高く、家庭や習い事では体験できない場として、放課後子ども教室にニーズを求めていることが伺えます。

<児童回答>

Q：放課後子ども教室に参加してみたいか



「はい」が51.8%、「いいえ」が48.2%となり、学年別でみると1～3年生までは、参加したい割合が多く、高学年につれてその割合が減少します。これは、保護者の「放課後子ども教室を利用してみたいか」という設問と同じ傾向が伺えます。

Q：放課後子ども教室でやってみたいことは

自由回答で聞いたところ、スポーツ活動や文化芸術活動の内容が多く回答され、子どもたちも、放課後子ども教室に体験の場を求めていることが伺えます。

## 4 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画

### (1) 一体型及び連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備目標

本市の放課後児童クラブは、全ての小学校に設置が完了していることから、今後は放課後子ども教室を全ての小学校に開設することを目指します。

放課後子ども教室を新たに開設するにあたり、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。

運営方法については、地域人材も活用する方策を踏まえながら、原則委託での運営を目指しますが、地域の実情に合わせた運営を検討します。

委託運営となった場合でも、本市の運営方針等に合うように実施してもらうため、委託先とは随時連絡調整を行うようにします。



<今後の放課後子ども教室整備目標>

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小学校数	9校	9校	9校	9校	9校	9校	9校	9校	9校
一体型 (直営)	2校	2校	2校	2校	2校	2校	0校	0校	0校
一体型 (委託)	1校	1校	2校	3校	4校	5校	7校	8校	9校
開設割合	33%	33%	44%	56%	67%	78%	78%	89%	100%

**(2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施に関する方策**

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型による連携した実施に向けて、小学校の児童数の推移状況をみながら、順次実施する小学校を検討します。

また、アンケート結果を参考に、児童や保護者のニーズに合った進め方についても検討します。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携した実施にあたっては、放課後児童クラブ運営事業者や学校とも情報共有を図り、白井市放課後子どもプラン推進委員会からも意見を伺いながら行います。

**(3) 小学校との連携及び小学校の余裕教室等の活用に関する方策**

「新・放課後子ども総合プラン」や「白井市放課後子ども総合プラン行動計画」について、市内小学校の校長、教頭に丁寧に説明するとともに、勤務する教員への周知についても協力を仰ぎ、事業の推進を図ります。

また、活動するにあたり、各学校の余裕教室や特別教室、体育館、学校図書室の利用に関する問題点についても、学校と教育委員会、福祉部局と情報を共有し、活用できる方法について検討を行います。

**(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携に関する方策**

本行動計画の推進に向けて、放課後児童クラブ担当課の保育課と放課後子ども教室担当課の生涯学習課で連携し、情報を共有しながら、必要に応じて学校政策課等とも連携し実施します。

**(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

児童には、様々な配慮を必要とする子がいるなか、今後、特別な配慮が必要な児童の利用希望者が増えていくことが想定されます。

こうした特別な配慮が必要な児童も安心して過ごすことができるように整備することが重要と考えます。

児童が安全・安心に過ごすことができるよう、受け入れに必要な体制を整えるように努めます。

#### **(6) 利用者や地域住民への周知を推進するための方策**

放課後子ども教室については、地域や学校と連携して子どもの成長を支え、見守る観点から、地域住民と児童が交流する場を設けるとともに、文化、スポーツ団体など地域人材の参画の促進に努めます。

また、民間事業者に委託して実施している放課後子ども教室については、生涯学習課と事業者で情報交換・情報共有しながら、事業者が地域の繋がりが持てるように協力・支援します。

#### **(7) 民間の活力を活用した多様なニーズへの対応の方策**

児童の放課後の安心・安全な居場所を確保し、多様なニーズに応えていくためには、公的な基盤整備に加えて、地域の活力だけでなく、民間の活力も組み合わせていくことが有効なことから、地域の実情を踏まえつつ民間の活力を導入し、多様なニーズに対応していきます。

## **5 白井市放課後子どもプラン推進委員会の設置**

白井市放課後子ども総合プラン行動計画を推進するにあたり、本市では「白井市放課後子どもプラン推進委員会」を設置しました。

これは、放課後子ども総合プランに関する施策を総合的かつ一体的に推進することとともに、関係機関及び関係団体等との連携・協力等を促進するためのものです。

今後は、本行動計画の進捗管理の場とするほか、放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりについて審議していくこととします。